

# 助成金ガイドライン

平成28年1月1日施行

種別 番号	助成種別	具体的な事業例	事業の受益者	助成率 ・助成限度額		経費	
						対象経費の例	対象外
1	団体による当事者活動を支援する事業	研修合宿、体験学習、普及啓発活動、地域交流活動など	各団体の当事者及び家族、当事者を支援する地域住民等	助成対象経費の 2/3 200,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>ボランティア・介助者交通費</li> <li>会場使用料・機材借受費</li> <li>広報費</li> <li>研修費</li> <li>研修参加交通費</li> <li>バス借上費</li> <li>実踏経費※3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料道路代</li> <li>施設入場料</li> <li>保険代</li> <li>消耗品費</li> <li>印刷製本費</li> <li>連絡通信費</li> <li>材料費※4</li> <li>調査・研究経費※5</li> </ul>
2	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業(町会を除く)	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	当事者と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の 2/3 200,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>ボランティア・介助者交通費</li> <li>会場使用料・機材借受費</li> <li>広報費</li> <li>保険代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷費</li> <li>連絡通信費</li> <li>調査・研究経費※5</li> </ul>
3	団体の周年行事等経常経費では対応できない活動(地域福祉につながるもの)(町会を除く)	5年単位で団体が実施する周年行事等	当事者と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の 2/3 300,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>ボランティア・介助者交通費</li> <li>会場使用料・機材借受費</li> <li>広報費</li> <li>保険代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費</li> <li>印刷費</li> <li>連絡通信費</li> <li>調査・研究経費※5</li> </ul>
4	サロン、グループホーム、福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	拠点・施設等の参加者・利用者等	助成対象経費の 3/4 500,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設備品・物品購入費※6</li> <li>施設改修費※7</li> <li>修繕費※8</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付</li> <li>物品贈呈費</li> <li>飲食費</li> <li>実踏経費</li> <li>接待経費</li> <li>寸志・心づけ</li> <li>お土産代・記念代</li> <li>家賃</li> <li>光熱水費・電話料金</li> <li>機関紙・定期刊行物</li> <li>発行経費</li> <li>職務として参加する職員 の宿泊費、交通費(バス 等借上費を除く)、施設入 場料、保険料、研修費等</li> </ul>
5	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など	立ち上げ予定の団体・グループ	助成対象経費の 3/4 200,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>消耗品費</li> <li>印刷費</li> <li>調査・研究経費※5</li> <li>学習会・研修会参加費</li> </ul>	
6	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロンやコミュニティカフェ等の定例活動など(3年間)	サロン活動参加者及び協力者	月2回以内 (1年目)	40,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>会場使用料・機材借受費</li> <li>保険代</li> </ul>	
				月3回以上 (1年目)	60,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶葉・茶菓代</li> <li>広報費</li> </ul>	
				2年目	それぞれ 3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費・印刷製本費</li> <li>連絡通信費</li> </ul>	
				3年目	それぞれ 1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱費・電話料金※9</li> </ul>	
7	町会・自治会による支えあい・助けあい活性化の視点が盛り込まれた事業 *事業に伴わない物品等については第4期のみ	見守り、サロン活動、地域まつりなどの町会・自治会における支えあい・助けあい活動等の福祉活動(祭礼を除く)	町会員または町会員と不特定の地域住民※2等	助成対象経費の2/3 (同一事業に対しては3年を上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>単独町会 100,000</li> <li>複数町会 200,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師謝礼※1</li> <li>ボランティア・介助者交通費</li> <li>会場使用料・機材借受費</li> <li>消耗品費／備品費</li> <li>印刷製本費</li> <li>保険代(見守り活動等にかかる保険代は全額)</li> <li>広報費</li> <li>材料費※4</li> </ul>	

※種別番号「1」以外は年1回の申請とします。(種別番号「1」は、当事者団体等が申請する場合は助成限度額の範囲内で複数申請が可)

※この助成金で、整備した物件(1点の価格が10万円以上の構造物・設備・備品等)について、整備後5年間は、原則として物件の処分は禁止です。

※各注釈は裏面をご参照ください。

※注釈

1	講師謝礼社協基準額			
	区分	対象	金額	説明等
	A	大学教授、著名学識者、専門的な技能、知識を有する者もしくは、他に代替が困難な特別な技能、知識を有する者等。	15,000円	・講師謝礼基準額は1時間を単位とし、所得税・消費税や旅費・交通費を含むものとする。
	B	A及びCに該当しない者	10,000円	・講師謝礼については、左記の金額を上限とし、超える部分については自己負担とする。
	C	・障害者等の当事者団体の会員(当事者や支援ボランティア)等 ・ボランティア、地域活動等を行っている者等	5,000円	・申請団体役員に支払う講師謝礼は原則対象外
2	不特定の地域住民	特定の組織の会員、構成員等に限定されていないこと。		
3	実踏経費	障害者等の当事者が行う場合のみ対象。		
4	材料経費	基本的に食材費は含まないが、広く不特定の地域住民を受益者とする場合は対象とする。		
5	調査・研究経費	調査・研究事業の全てを外部に委託する場合は対象外とする。調査・研究成果は当該年度内にまとめること(中間報告を含む)。		
6	施設備品・物品購入経費	事業・活動に必須となる備品に限り、施設等公的なスペースに設置する場合は対象とする。		
7	施設改修経費	利用者等の利便性と安全の確保のための施設の改修を対象とする。		
8	修繕費	事業・活動に必須となる備品の故障・損壊及び利用者等の安全確保のための施設内の小破修理経費を対象とする。		
9	光熱水費・電話料金	原則として、会の運営に経常的にかかる光熱水費・電話料金等は助成しない。 ただし、個人の自宅等を会場にしているサロン活動等の場合は、活動分の金額が明確にできるもののみ対象とする。		

◎ 本ガイドラインは一般的な基準を示したものであり、個々の事業内容において、適応が異なる場合があります。ここに記載がない場合等はお相談ください。